

■2020 年度 A 日程一般入試法律科目試験

「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

那覇市の都市公園である松山公園の敷地内に久米至聖廟の設置を許し使用料を免除したことが政教分離原則に違反するとした那覇地判 2018（平 30）年 4 月 13 日を素材とした。

問 1 では、憲法 89 条の「宗教上の組織若しくは団体」という文言について、判例は「特定の宗教の信仰，礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体」に限定するが（箕面忠魂碑訴訟判決（最 3 小判 1993（平 5）年 2 月 16 日民集 47 卷 3 号 1687 頁）、世俗目的の団体であっても宗教上の儀式等の宗教的活動を行う組織ないし団体も含めるとの立場もある。憲法 89 条前段の政教分離の趣旨を踏まえて、判例の基準を評価する必要がある。

問 2 では、問 1 の回答を踏まえて、憲法 89 条前段に問題の事案を当てはめていくことになる。孔子廟が「宗教的施設」かどうか、団体 A が「宗教上の組織若しくは団体」に該当するかについて事案を踏まえた検討をしたうえで、公有地を宗教的施設のために使わせていたことが憲法 89 条前段違反とされた空知太神社事件判決（最大判 2010（平 22）年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁）の判断基準（ア 宗教的施設の性格、イ 当該土地が無償で当該施設の敷地として利用されるに至った経緯、ウ 当該無償提供の態様、エ これらに対する一般人の評価等）を使いこなすことができるかどうか問われる。もちろん、判例の基準を批判して、より厳格な審査基準を主張、適用してもよい。

以 上